

獣医学研究科 長期履修制度について

(1) 趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士課程4年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を越えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより学位を取得できる制度です。

(2) 出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると研究科長が認める者

(3) 長期履修期間

長期履修の期間は、5年、6年、7年又は8年で認められた期間とします。

入学後の申請の場合は、標準修業年限（4年）から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内の期間とします。

(4) 長期履修制度にかかる授業料（年額）

入学前の出願の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。入学後の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限から既に修業した期間を差し引いた期間の年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在學生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

(5) 長期履修願の提出時期

入学前に長期履修を希望する者は、入学手続き受付期間終了までに『長期履修願』を提出してください。入学後に長期履修を希望する者は、春入学者については2月末までに、秋入学者については7月末までに提出してください。

(6) 長期履修期間の短縮

長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、長期履修期間を短縮することができます。長期履修期間の短縮を希望する場合は、下表のとおり、修了または単位修得退学を希望する月に応じた提出期限までに、「長期履修期間短縮願」をりんくうキャンパス事務所に提出してください。ただし、長期履修期間が終了する年度は長期履修期間の短縮を申請することはできません。

修了または単位修得退学を希望する月	りんくうキャンパス事務所への提出期限
6月	学期前年度の3月31日
9月	学期当該年度の5月31日
12月	学期当該年度の9月30日
3月	学期当該年度の11月30日

（提出期限は、それぞれ当該日が土日祝の場合は、直前の平日とします。）

(7) 長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

(8) 問い合わせ

長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

◆提出書類のご請求及びお問い合わせ先

大阪公立大学 りんくうキャンパス事務所 学生・教務担当

(TEL : 072-463-5091 Mail : gr-kyik-vet@omu.ac.jp)

(注意) 長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください。